

## 第2回 原子力損害賠償円滑化会議 議事次第

日 時：平成24年1月26日 14:30～16:00

場 所：第6共用会議室（本館17階 東3）

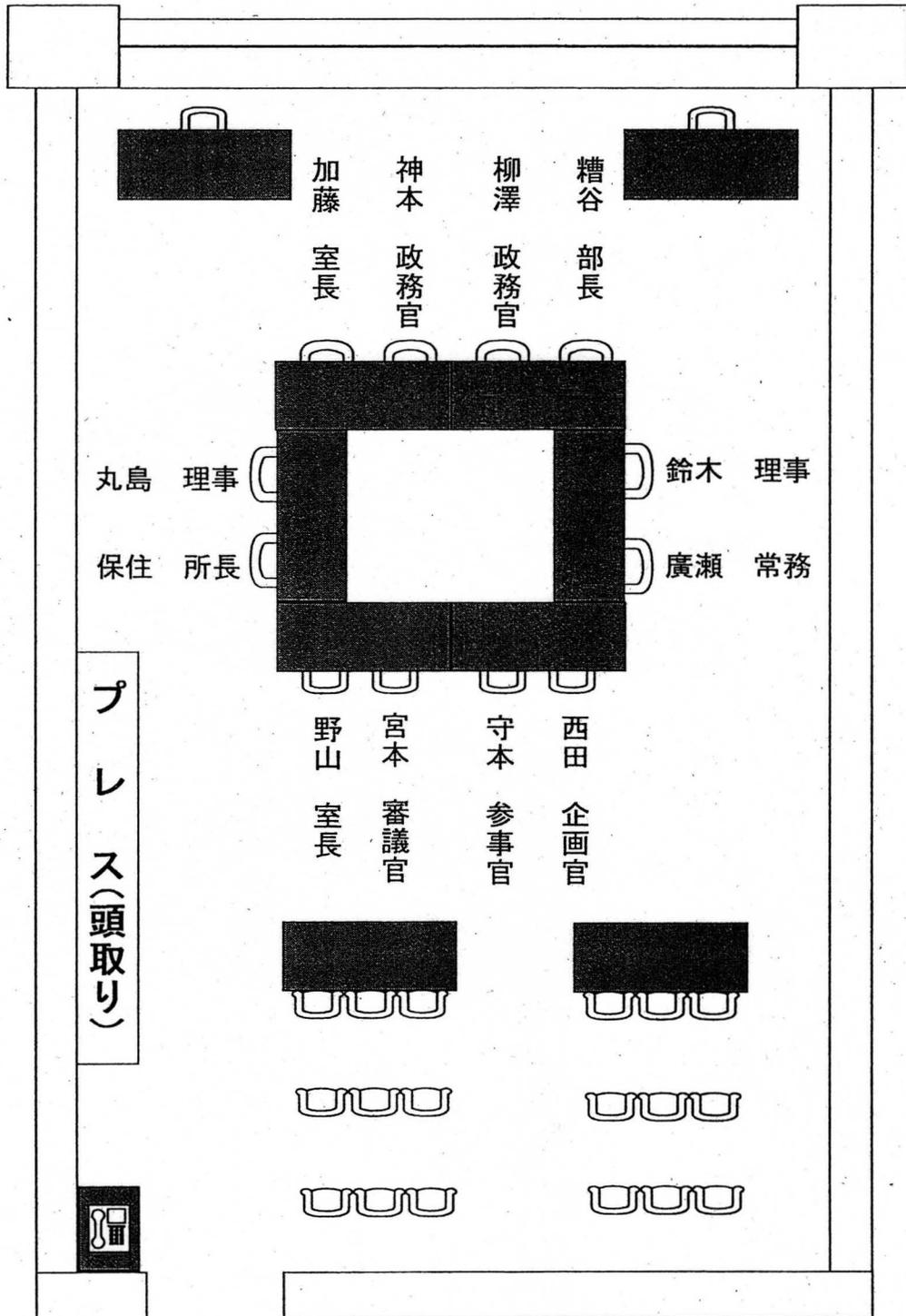
議 題：（1）賠償手続きの円滑化に係る東京電力の取組について  
（2）自主的避難者等への賠償の取組について  
（3）原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の活用について  
（4）その他

資 料：資料1 「5つのお約束」に係る今後の対応事項について（案）  
資料2 自主的避難者等への賠償の取組について（案）  
資料3 自主的避難者への賠償に係る協力の状況について  
資料4 原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の活用について（案）  
参考 第1回原子力損害賠償円滑化会議議事録

第2回原子力損害賠償円滑化会議 座席表

日時；平成24年1月26日(木) 14:30-16:00

場所；経済産業省 本館17階東3 第6共用会議室



東3

平成24年1月26日  
東京電力株式会社

## 「5つのお約束」に係る今後の対応事項について

### 1. 迅速な賠償のお支払い

(ア) 請求書類の到着～必要書類の確認までの日数 (3週間=21日目標)

- ① 一般分 (個人) : 約22日 (~1/24) 3Dの比率57.0%
  - ・ 目標未達のため下記 (ウ) (エ) の方策を徹底
- ② 産業分 (法人) : 約17日 (~1/24) 3Dの比率70.0%
  - ・ 目標達成だが維持のため下記 (ウ) の方策を徹底

(イ) 迅速化の現状の効果 (11月末までに受け付けた書類の確認状況)

- ① 一般分 : 確認終了 (ご請求者への再確認が必要な733件を除く)
  - ・ 12月末までに受付分は1月中に確認終了見込み
- ② 産業分 : 確認終了 (ご請求者への再確認が必要な316件を除く)
  - ・ 12月末までに受付分は1月中に確認終了見込み

(ウ) 書類確認件数の目標値設定

- ① 一般分 (個人) の確認件数 : 1,000件/日
  - ・ 担当者のスキル向上、センター内ベストプラクティスの水平展開、簡易作業の委託化推進などにより、一時的な補強策に頼らずとも目標件数達成を今後も継続的に維持
  - ・ 請求書受領件数と書類確認件数のバランス維持
- ② 産業分 (法人・個人事業主) の確認件数 : 500件/日
  - ・ 担当者のスキル向上、センター内ベストプラクティスの水平展開、簡易作業の委託化推進などにより、一時的な補強策に頼らずとも目標件数達成を今後も継続的に維持
  - ・ 請求書受領件数と書類確認件数のバランス維持

2011/11/23件  
110064件  
109件

28948件  
1956件  
2468件

(エ) 目標件数維持のための方策 (一般分)

- ① 精神的損害のみのご請求など、簡易なご請求について先行して確認
- ② 社員によるダブルチェックをシングルチェックに移行
- ③ 物品購入に係る書類確認方法を見直し、迅速化
- ④ 電話照会の一部を省略
- ⑤ 書類確認作業の要員を増員、柔軟な配置変更

(オ) 合意書受領～お支払いまでの日数 (1～2週間=7～14日目標)

- ① 一般分 (個人) : 約7日 (~1/24)
  - ・ 目標達成だが、今後は1週間維持を目指す
- ② 産業分 (法人) : 約7日 (~1/24)
  - ・ 目標達成だが、今後は1週間維持を目指す

**2. きめ細やかな賠償のお支払い**

## (ア) 観光業の風評被害における賠償の対象地域の追加

## ① 千葉県 太平洋沿岸地域

- 相当因果関係がある地域として「観光業者さま用A」の請求書類にて、1/10より受け付けを開始。

## (イ) 地方公共団体の下水処理業における汚泥保管および処理費の賠償

## ① 事前協議申出書兼請求書」の受付 (12/1～)

- 1/24時点で163件受付

## ② 賠償基準の策定 (～2月上旬)

- 損害実態を踏まえ検討中

## (ウ) 財物損害における賠償の一部を開始

① 警戒区域内に現存する車両のうち、以下のいずれかに該当し、持ち出し不可の車両については、「全損」として車両の再調達価格(中古車市場)を賠償 発表公表

- 区域外への持ち出し基準(13,000cpm)超過車両
- 自走不能車両(抹消登録済み車両(廃車)を含む)

## ② 受付は2月上旬より開始。

## (エ) 財物損害における不動産等(土地・建物等)に係る賠償の予定

## ① 4/1に予定されている避難区域の再設定を踏まえて、早急に賠償の基準策定と受付体制整備を実施。

## ② 土地・建物以外の動産への賠償についても、①と合わせ賠償の方針を策定する。

## ③ 4月中に方針について対外公表予定。

## (オ) 請求書受領世帯数(個人分)の現状と未請求の方々へのお知らせ

## ① 約6万3,800世帯に対し、約3万4,800世帯が請求済み

## ② 請求書作成にあたって特段サポートが必要と考えられる高齢者の方々に対し、御要望に応じて、個別訪問等によりご説明並びに請求書記入のサポートを実施

## ③ 財物賠償の一部(車両)を開始時に、未請求者の方々へダイレクトメールを送付

- 財物(車両)の賠償開始をお知らせすることで、ご請求をお願いします。

## ④ 新聞広告の実施

- 自主的避難の賠償開始に合わせて、全国紙および福島県内地元紙に広告を実施し、ご請求をお願いします。

## ⑤ 当社ホームページへのお支払い実績を掲載

- お支払いしている実績を広く公表することで、ご請求をお願いします

る。

### 3. 和解仲介案の尊重

(ア)これまで和解の仲介案 (計 8 件)

- ① 3 件については、就労不能に基づく賠償請求であり、社内基準とも乖離していないことから、特に争いのあるものではなく、仲介案にもとづいて和解済み。
- ② その他の 5 件のうち、1 件は、NHK のご迷惑を財物価値の減少を含むものであり、社内で検討中。その他については、検討させていただいているものの、口頭審理期日において、和解に応じさせていただく方針を回答したのものもある。

(イ)今後の和解の仲介案についても引き続き尊重する。

(ウ)今後、類似事例の和解案件が蓄積された場合、社内での賠償基準の策定と運用の参考とする。

### 4. 親切な書類手続き

(ア)一般分の 1 回目と 2 回目請求書類の受付開始後 1 ヶ月の受領件数を比較すると、2 回目は 1 回目に比較して約 1.5 倍。

(イ)1 回目と 1 回目における受付開始後 1 ヶ月のコールセンターでの賠償に係る苦情全般の件数を比較すると、2 回目は 1 回目の半数。

### 5. 誠実な御要望への対応

(ア)当社ホームページ上における FAQ 公開

特に多くお寄せいただく御質問については、東電としての対応や考え方を、ホームページにおいて「本賠償のご請求に関してよくいただくご質問」として公開している (1/24 までの更新質問数 51 問)。

(イ)一般分 (個人)

- ① ご要望に応じ、本賠償について、合意に至った賠償項目を先行してお支払い
  - 実績：200 件 (～1/24)
- ② 既にお支払いしている仮払補償金が本賠償合意額を上回る場合、仮払補償金の精算方法等についてご要望を承り、お支払い
  - 実績：20 件 (～1/24)

(ウ)産業分 (法人・個人事業主)

- ① ご要望に応じ、本賠償について、合意に至った賠償項目を先行してお支払い
  - 実績：31 件 (～1/24)
- ② 第 1 回の本賠償をお支払い済みの方に、ご要望に応じ、第 2 回に対

する概算払いによりお支払い

- 実績： 23件 (～1/24)

## 6. 自主的避難に係る対応

### (ア) 定額分

- ① 妊婦・子供：40万円
- ② 上記以外：8万円

### (イ) 特別に負担した費用

- ① 実際に避難をされた「妊婦・子供」を対象にお支払い
  - 実際に避難をされた場合、40万円を超えて一定額をお支払い  
(具体的なお支払い基準については検討中)

### (ウ) 体制 (住民データを市町村から受領できる場合)

- ① 要員：2,800人 (上記(ア)(イ)の合計)
  - 書類確認：約1,600人 (増)
  - コールセンター：約1,000人 (増)
  - 現地対応：約200人 (既配置者で対応)
- ② 専任組織
  - 補償運営センターに「自主的避難補償G (仮称)」を新設
  - 補償相談センター (コールセンター) に「自主的避難補償相談G (仮称)」を新設

### (エ) スケジュール

- ① 3月上旬：請求書送付・請求書受け付け開始
- ② 3月下旬：支払い開始
  - 定額分から先行してお支払い

以上

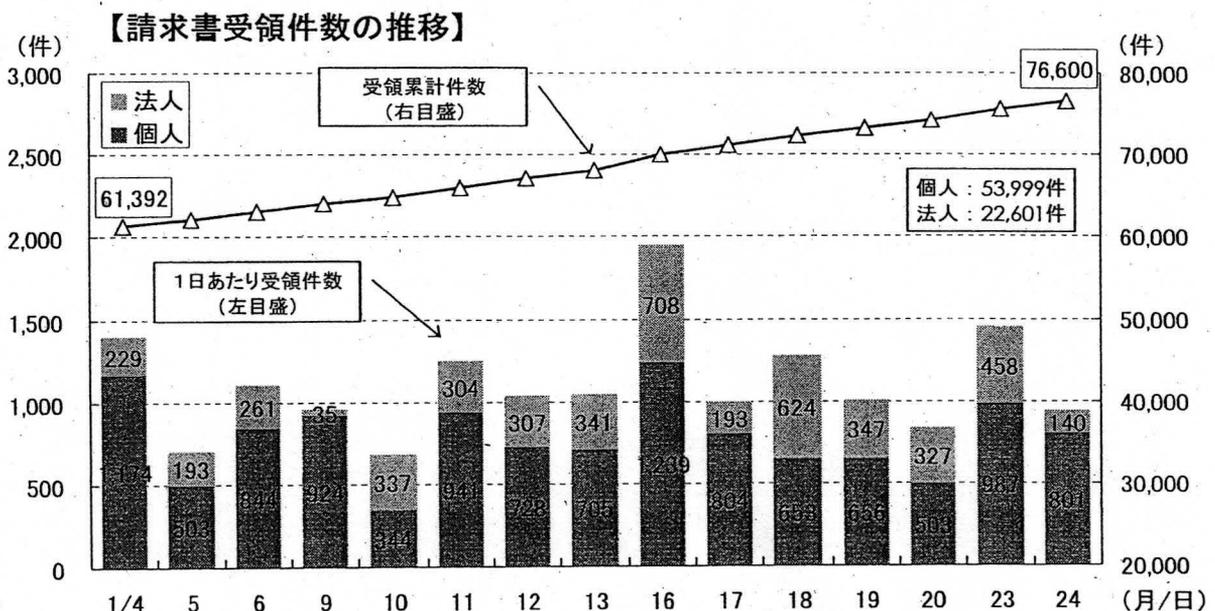
# 原子力損害賠償の進捗状況について

平成24年1月26日  
東京電力株式会社

東京電力株式会社 H24.1

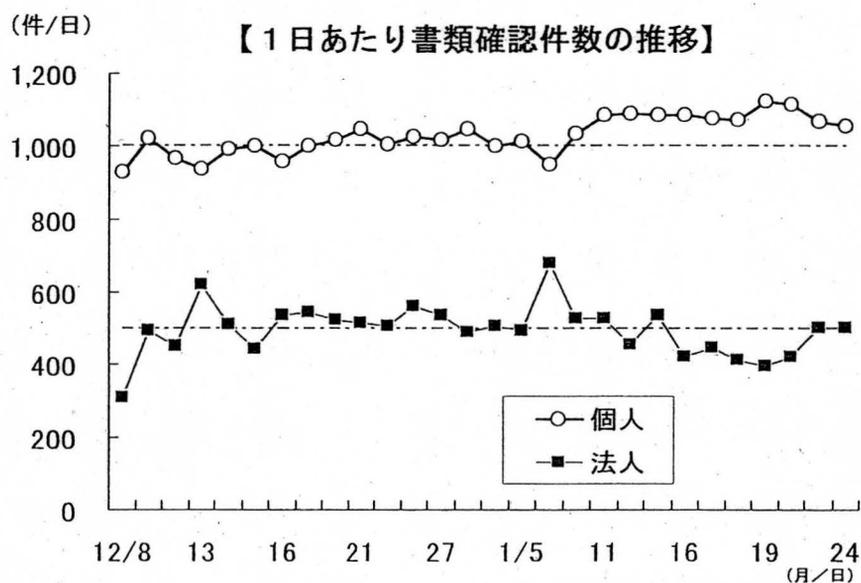
## 1. 請求書受領件数の推移

- 請求書受領件数は、1月以降、約1,100件／日（個人・法人合計）。
- 個人の方からの請求書については、1月24日現在で約34,800世帯から受領。



## 2. 1日あたり書類確認完了件数の推移

- 1日あたりの書類確認完了件数について、個人の方からのご請求は、目標「1,000件/日」を達成（「円滑な賠償金のお支払いに向けた対応について」プレス公表日12/8～1/24の平均：約1,030件/日）。
- 法人・個人事業主の方からのご請求は、概ね「500件/日」のペースで推移（同：約500件/日）。

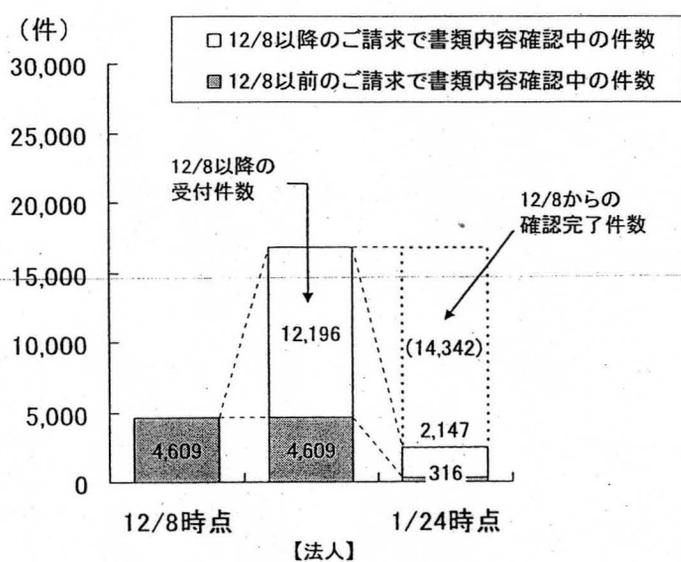
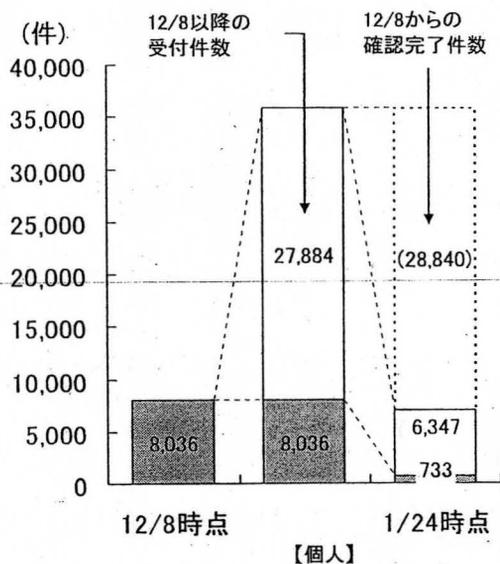


東京電力株式会社 H24.1

2

## 3. 請求書類の処理状況

- 12/8プレス発表時点で請求内容確認中であった請求書類について、
  - 1/24時点で書類内容確認中の件数（個人733件、法人316件）については全てご請求者さまへ書類不備のお知らせを送付済み、もしくは照会中。



東京電力株式会社 H24.1

3

#### 4. 賠償金の支払実績(1/24現在)

- 1/24までの本賠償の合意額は2,468億円(件数は28,948件)。合意額のうち、仮払金を控除(精算)した支払額は1,956億円。
- 1/24までの仮払補償金の支払額は、1,407億円。

【億円】

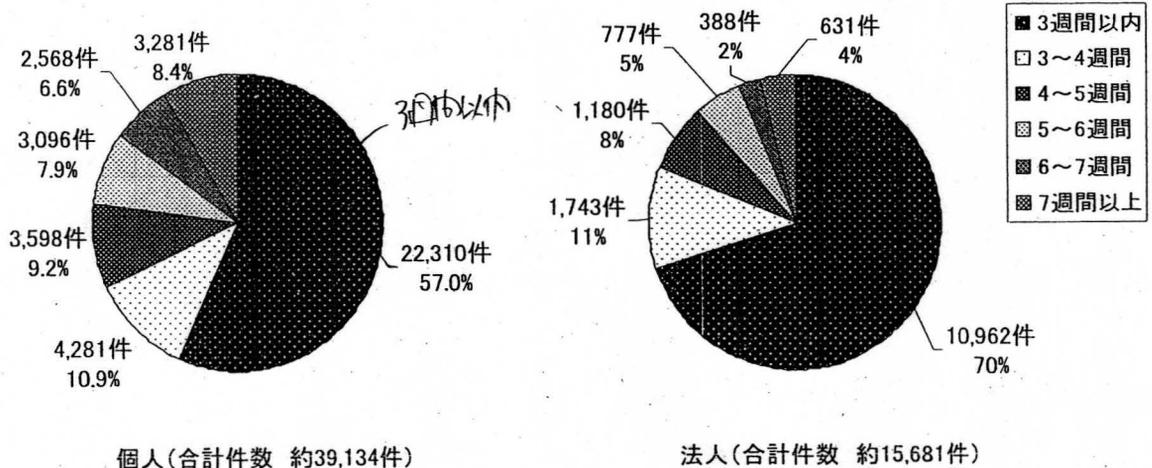
	個人			法人・個人事業主等			団体			合計		
	支払件数	支払額	合意額	支払件数	支払額	合意額	支払件数	支払額	合意額	支払件数	支払額	合意額
10月	216	2	5	4	1	1	22	204	270	242	206	276
11月	1,341	13	29	720	42	45	18	36	168	2,079	141	242
12月	9,887	130	272	6,245	331	353	63	597	702	16,195	1,058	1,326
1月	6,389	83	142	4,037	460	468	6	8	15	10,432	551	624
累計	17,833	228	447	11,006	834	866	109	895	1,154	28,948	1,956	2,468

※1/19の福島県民健康管理基金への250億円の拠出は、「法人・個人事業主等」に含む

#### 5. 所要日数(～1/24までの実績データから抽出)

- 請求書類の到着から必要書類の確認までの日数(目安:3週間以内を目途)  
個人:約22日、法人:約17日
- 合意書受領後から支払いまでの日数(目安:1～2週間以内を目途)  
個人:約7日、法人:約7日

【請求書類の到着から必要書類の確認までの日数の状況】



## 6. 参考

---

### ■ 個人の方からのご請求について(1月24日現在)

- ご要望に応じ、本賠償について、合意に至った賠償項目を先行してお支払いした件数 ⇒ 200件
- 既にお支払いしている仮払補償金が本賠償合意額を上回る場合に、仮払金の精算方法等についてご要望を承り、お支払いした件数 ⇒ 20件

### ■ 法人及び個人事業主の方からのご請求について(1月24日現在)

- ご要望に応じ、本賠償について、合意に至った賠償項目を先行してお支払いした件数 ⇒ 31件
- 第1回の本賠償をお支払い済の方に、ご要望に応じ、第2回に対する概算払いによりお支払いした件数 ⇒ 23件

## 自主的避難者等への賠償の取組について（案）

平成24年1月  
資源エネルギー庁

## 1. 背景

昨年12月6日に開催された原子力損害賠償紛争審査会において、自主的避難者等に係る賠償基準として、事故後に自主的避難等対象区域（福島県内23市町村、以下「対象区域」という。）から自主避難した者及び滞在し続けた者（約150万人）に対し一定額（妊婦・子供40万円、それ以外8万円）が示されたところ。

一方、同審査会では、指針追補で示したこの対象以外の損害についても、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとしており、現在、指針外の損害についても賠償を求める声が多い状況。

このため、指針で示された約150万人と膨大な数の被害者に対する定額の賠償を円滑に進めるための具体的な支払方法・支払体制を早急に構築するとともに、指針外の損害に対する対応についても具体的な方策を検討する必要あり。

## 2. 自主的避難等対象区域内の定額賠償額の支払（案）

## (1) 対応方針（調整中）（別添1参照）

①事故発生当時の対象区域居住者（住民票あり）への賠償  
（支払額：40万円（妊婦・子供）、8万円（左記以外））  
（具体的な支払方法）

- ① 市町村が福島県を通じて東京電力に対して住民情報（住民基本台帳を元に作成した氏名、住所（避難先）等のデータ）を提供。これに先立ち、国及び福島県は市町村に対し住民データ提供への協力依頼\*。
- ② 市町村から提出された住民情報に基づき、東京電力が対象者に請求書等（本請求に関して、住民基本台帳データの追加的な確認が必要となった場合の 住民票の写しの交付に関する委任状、支払いに関する合意書等）を送付。
- ③ 東京電力は、請求書等を確認後、支払。

\* 住民データの提供に当たっては、各市町村の個人情報保護条例との関係上、公益上の理由及び当該市町村が設置する個人情報保護審査会での了承が必要。このため、原子力賠償の円滑な促進という公益性の観点から経済産業大臣及び文部科学大臣が依頼文（別添2参照）を送付。

**②事故発生当時の対象区域居住者（住民票無し）、対象区域・避難等対象区域から複数回住民票を移している者等への賠償（具体的な支払方法）**

- ① 請求対象者が東京電力に対して請求書の送付依頼\*。
- ② 東京電力から請求書を送付。
- ③ 請求者は、賠償対象である旨の証明書類等をそろえた上で請求書等を東京電力に送付。
- ④ 東京電力は、請求書を確認後、支払。

\* 東京電力は、各種広告媒体を通じて受付窓口等を周知。

**③対象区域に避難した避難等対象区域居住者への賠償（支払額：最高20万円（妊婦・子供のみ））**

- ① 東京電力がこれまでの本賠償データベースを活用し請求書等を送付。
- ② 東京電力は、請求書を確認後、支払。

**（2）今後のスケジュール**

自主的避難者等への賠償（定額）開始時期は今年度内を目指すこととし、東京電力は人員・作業拠点の確保等、請求受付・支払体制を速やかに整備。

**3. 指針で明示された範囲以外への対応（案）**

**（1）東京電力による受付**

- ① 中間指針追補で明示された範囲以外への賠償についても、請求に対応できる体制を遅れず整備する。
- ② 定額を超える実費部分については、現在、東京電力が基準策定に向けて検討中。

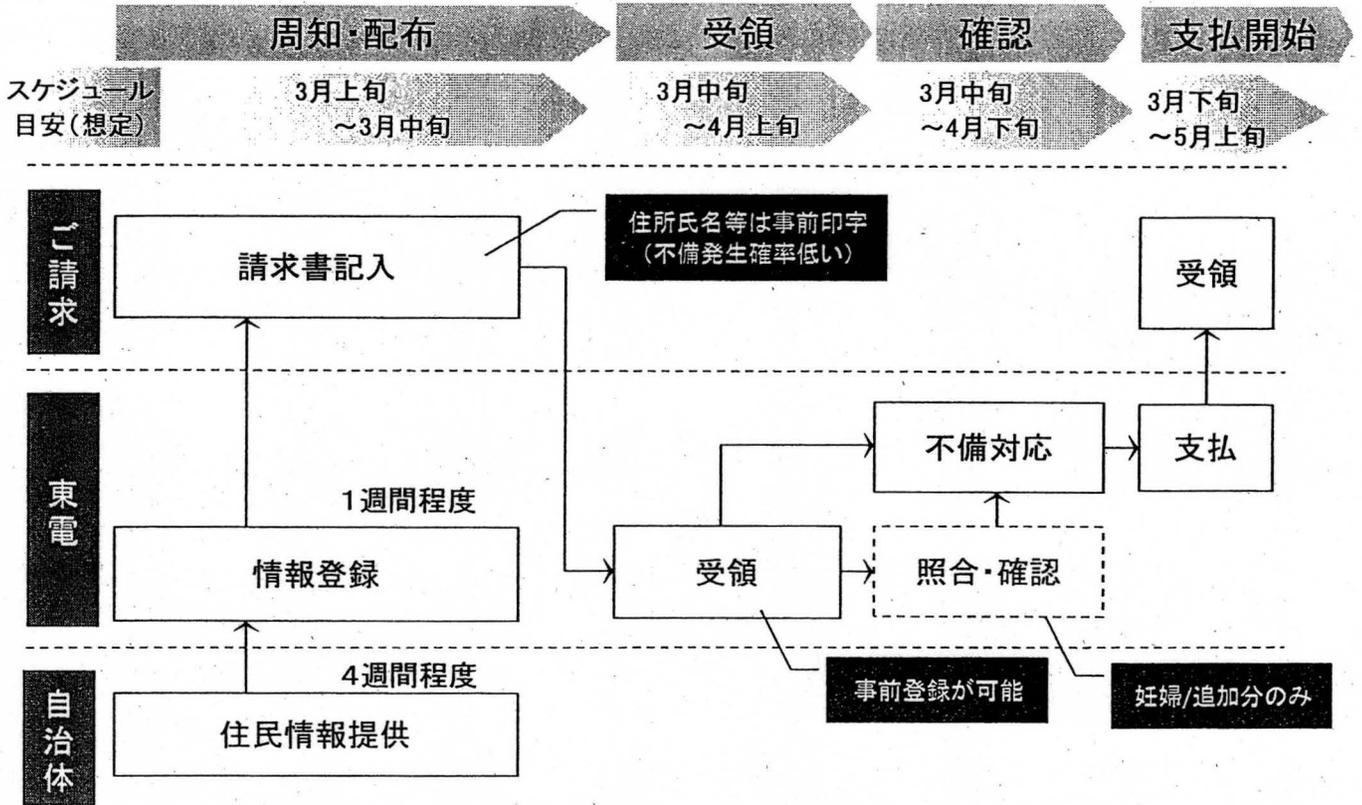
- ③ 市町村等から求められた場合には、当該市町村と協議の場を設けることとする。

(参考1)

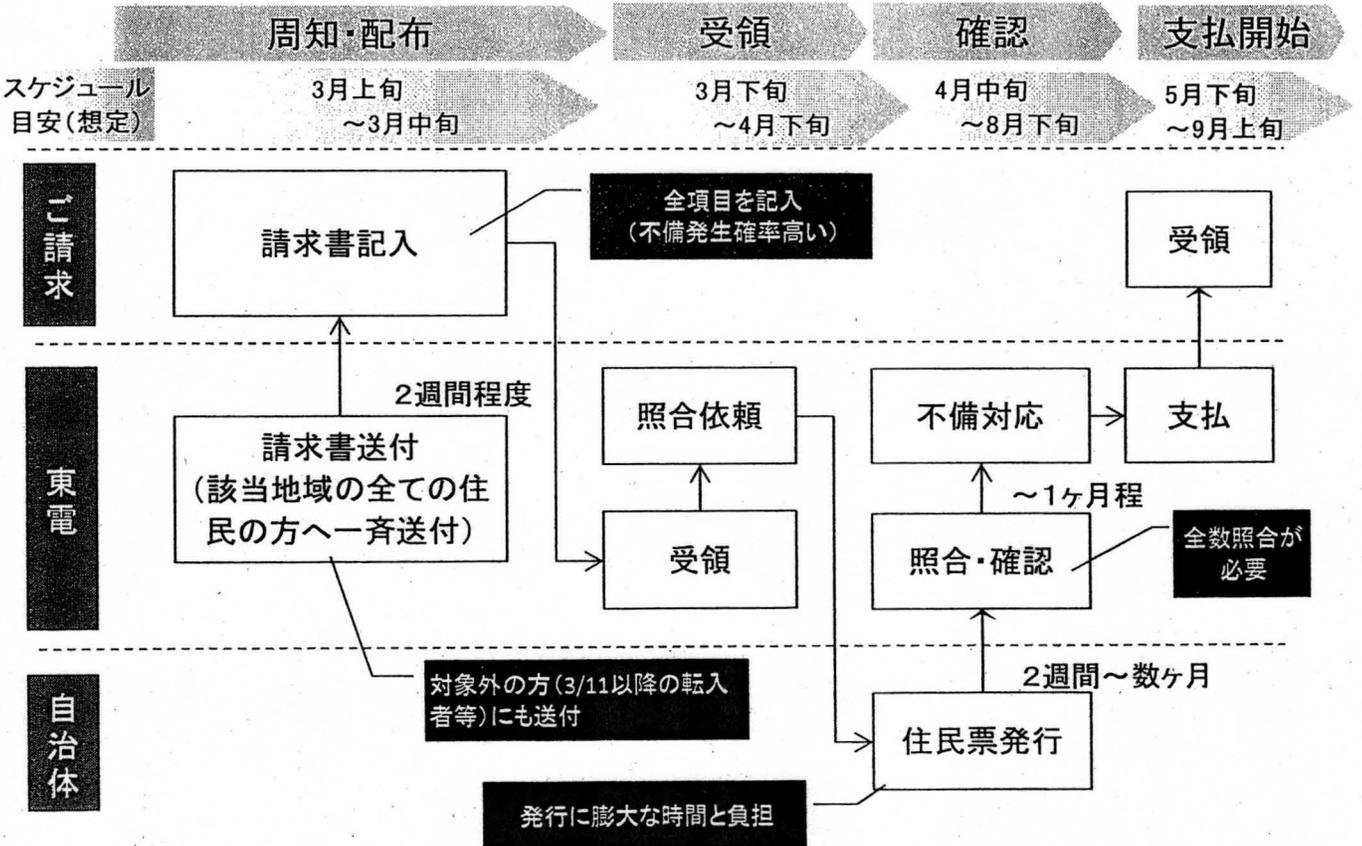
県内の対象区域外26市町村については、福島県が白河市を事務局とする市町村長及び同議会議長による対策本部を1月18日に設置している。

自主的避難賠償金の請求書送付・支払方法(案)

(1) 住民基本台帳の情報を、市町村から東京電力に提供できる場合

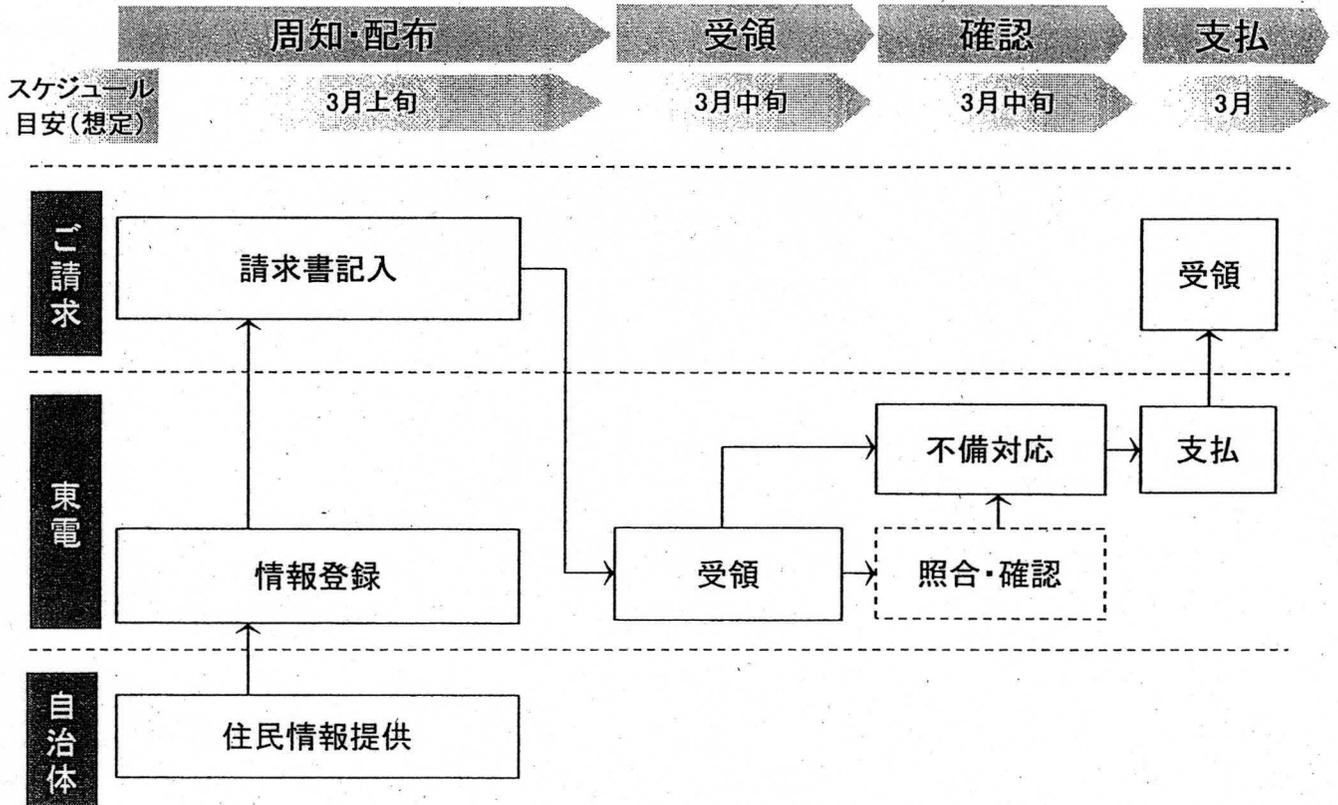


(2) 住民基本台帳の情報を、市町村から東京電力に提供できない場合

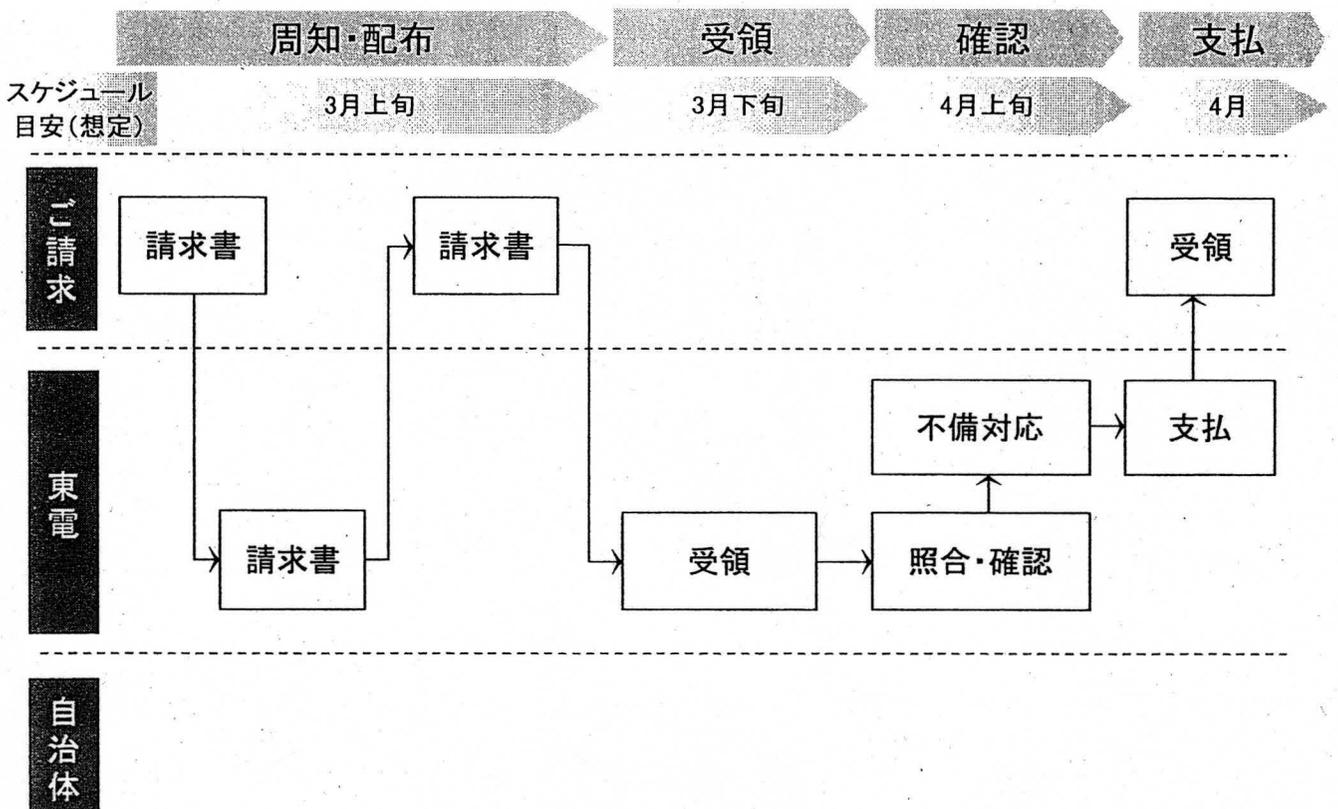


自主的避難賠償金の請求書送付・支払方法(案)

(1) 事故発生当時の自主的避難等対象区域居住者(住民票あり)への賠償



(2) 事故発生当時の自主的避難等対象区域居住者(住民票無し)への賠償



(注) 自主的避難等区域に避難した避難等対象区域居住者は、すでに実施している本賠償請求

(案)

番 号

年月日

〇〇（市町村長） あて

文部科学大臣 名

経済産業大臣 名

自主的避難等対象区域内の住民情報の提供について（依頼）

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴って発生した東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一、第二原子力発電所の事故は、我が国歴史上未曾有の原子力損害を生じさせることとなり、福島県に暮らす方々をはじめとする多くの国民に甚大な被害をもたらしました。

この原子力損害に対しては、何十年にもわたって原子力行政を推進してまいりました国としても、責任を持って万全を期すべき立場にありますが、現実には、これまでの至らない対応、不十分な対応につき多くの御批判をいただきました。まずは、このような事態を招いたことにつきまして心よりお詫び申し上げます。

さて、昨年12月6日に原子力損害賠償紛争審査会において合意に至った「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」において、自主的避難等に係る損害のうち、一定の範囲が賠償すべき損害として示されました。これに基づき、現在、東京電力において、賠償金を当該被害者の方々に支払うべく体制の準備を進めております。

今般、対象区域として示された地域は、福島県内の県北、県中、相双、いわき地域の23市町村と広域に渡ることに加え、支払を受ける被害者は当該地域のほぼ全ての住民であり、約150万人に及ぶことが想定されます。こうした全ての被害者に迅速に賠償金を支払い、早期に救済することは、社会的にも強く要請されているところです。そのためには、東京電力から被害者への請求書の送付及び賠償金支払に当たっての居住確認を迅速かつ円滑に行う必要があります。こうした点を踏まえ、東京電力からも、事故が発生した昨年3月11日時点で「自主的避難等対象区域」内に居住していた方々の氏名、住所等の情報について、住民への早期賠償支援という観点から、自治体から提供を受けることについて、国の協力を得たい旨の依頼があったところです。

今回の事故による被害は、その規模、範囲等において未曾有のものであり、被害者を迅速かつ適切に救済するという公益性の観点から、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償支援機構法に基づき、国としても賠償を推進・支援しているところです。各市町村におかれましては、本件の公益的な性格に鑑み、個人情報保護条例等を踏まえ、所要の情報の提供についてご協力いただきますようお願いいたします。

# 自主的避難者への賠償に係る協力の状況について

資料 3

平成24年1月26日  
福島県原子力賠償支援課

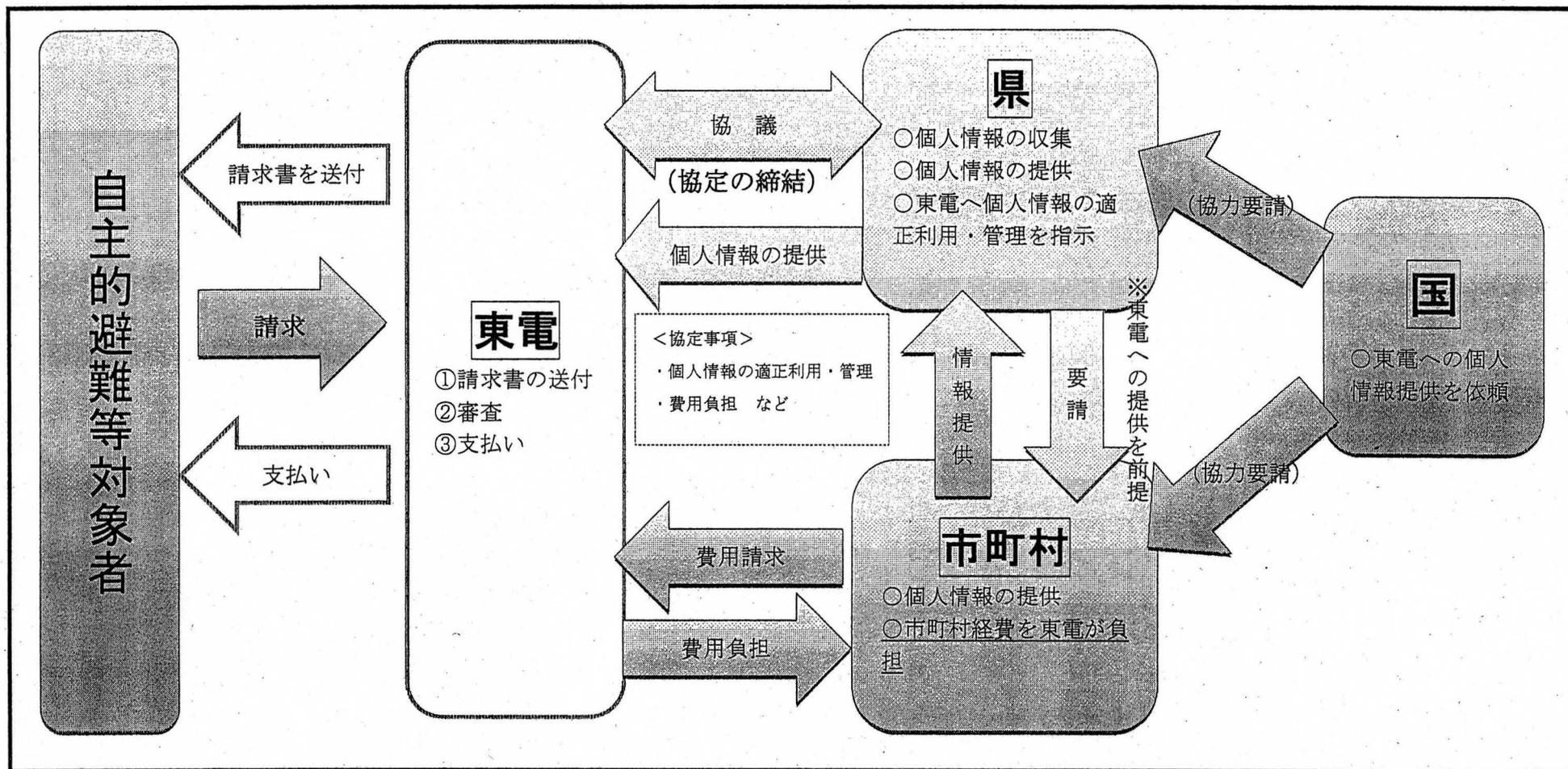
## ○自主的避難等に係る賠償請求スキーム（案）

### ◇対応方針

県が、対象23市町村に対し住民データの提供を要請し、市町村の住民データを取りまとめ、一括して東京電力へ提供する。

○対象市町村：23市町村（県北・県中・相双・いわき地区）※避難等指示区域を除く。

○対象人口：約144万人（平成22年国勢調査による）



○自主的避難に係る住民情報提供の調整状況（1月26日現在）

平成24年1月26日  
福島県原子力賠償支援課

◇市町村の対応状況

対象23市町村のうち、22市町村から個人情報保護条例の手続きを経たうえで対応との回答（※ 残る1町は検討中：川俣町）  
※ ただし、概ね2週間程度の作業日数が必要

◇今後のスケジュール

1月下旬	国から県、市町村へ協力依頼
〃	県から市町村へ情報提供依頼
2月上旬	市町村から県へ情報提供
中旬	県から東京電力へ情報提供

◇東京電力に対する要請事項

- ① 賠償の対象範囲、算定基準及び工程表を早急に示すこと。
- ② 市町村ごとに職員を配置（常駐or巡回）し、住民からの問い合わせ対応を行うこと。
- ③ 住民情報提供に係る費用負担について明確にすること。

## 原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）の活用について（案）

平成 24 年 1 月 26 日

文部科学省

経済産業省

原子力損害賠償支援機構

東京電力株式会社

## 1. 目的

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADR センター」という。）及び東京電力は、ADR センターにおける申立て（自主的避難者等への賠償を含む。）に係る和解の仲介業務を迅速かつ円滑に実施する観点から、ADR センター及び東京電力の業務を実施する上で有用な情報の交換を行うとともに、業務の円滑な運営に向けて必要な協力<sup>(＊1)</sup>を行う。

(＊1) : ADR の中立性の維持に配慮する必要があるため、ここで言う「必要な協力」には、個別の和解の仲介案件に係るものは含まない。

## 2. 方策

## (1) ADR センターと東京電力との間での情報共有

ADR センターと東京電力は、賠償支払の進捗に係る全体像が把握できるよう、下記の情報について共有を図る。

## ・ 東京電力への賠償請求に係る基礎情報

(請求件数、処理状況、それらの各種内訳等<sup>(＊2)</sup>)

## ・ ADR センターへの和解の仲介申立てに係る基礎情報

(申立て件数、処理状況、それらの各種内訳<sup>(＊2)</sup>)

(＊2) : 個別案件の具体的な内容に係る情報はこの枠組みでは扱わない。

## (2) 業務運営の改善に向けた取組

ADR センターと東京電力は相互の情報交換を通じ、賠償業務の運営改善に向けて、ADR センターの中立性に反しない限度で、積極的に協力を行う。

・ 例えば東京電力は、東京電力に対し直接請求されている紛争案件の状況、当事者間交渉の体制の状況及び連絡窓口について、ADR センターに適時適切に連絡する。

・ ADR センターは、ADR センターが把握している被害者の不満等（被害者請求額と東京電力提示額に差額が生じた理由が明示されないこと等）について東京電力と情報交換を行い、相互の業務運営の改善に反映する。

- ・また、ADRセンターは、申立て件数の増加に鑑み、申立て（自主的避難者等への賠償を含む。）に係る和解の仲介業務を迅速かつ円滑に実施する観点から、原子力損害賠償支援機構による協力及び東京電力としての対応について、今後、必要な協議を行う。（例えば、ADRに申立てられた請求に関して、早期支払いに向け損害項目ごとの一部和解に応じることの可否等）

### （3）自主的避難における対象地域外への対応

中間指針追補で指定された自主的避難等対象区域以外の地域の住民についても、同追補において、個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得るとされているところである。そこで、政府による措置や同住民と東京電力との当事者間の交渉においても、尚解決されない紛争がある場合には、ADRセンターにおいて、同住民からの申立てを受けて、個別具体的な事情を踏まえつつ、和解仲介の手続きを適切に進めることとする。その際、同手続きに必要な情報の提供等、関係自治体が同住民の申立てを支援できるよう、配慮するものとする。

### （4）協力体制の整備

ADRセンターと東京電力は、ADRセンターの公正・中立性の確保に十分に留意しつつ、業務の円滑な運営を図るため、定期的に協議する場を設けるなど、協力体制を整備する。

以上

## 原子力損害賠償紛争解決センター申立状況等について

平成24年1月26日

原子力損害賠償紛争解決センター

## 1. 申立件数：712件

(うち、9月38件、10月80件、11月143件、12月260件、1月191件)

個人/事業者の別	申立ての割合	申立ての概要(主な論点)
個人	約8割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神的損害の額の算定について</li> <li>○ 自主避難に対する賠償について</li> <li>○ 就労不能に対する賠償額の算定について</li> <li>○ 財物(土地・建物・家財道具等)の価値喪失等について</li> <li>○ 自主除染に対する賠償について</li> </ul>
事業者	約2割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 営業損害の額の算定について</li> <li>○ 事業用の財物の価値喪失等について</li> </ul>

## 2. パネル協議開催回数：延べ475件

( センターで受けた申立について担当調査官による分析を経て、仲介委員同士が和解の方針の協議する会議 )

## 3. 口頭審理開催回数：延べ96件

うち、東京事務所 75件

うち、福島事務所 6件

うち、福島県内 15件(いわき市)

( 申立人らと仲介委員との面談 )

## 4. 和解成立数：3件

## 5. 電話応対件数：延べ4,113件

(1月25日現在)

第1回原子力損害賠償円滑化会議議事録

日時：平成23年12月27日（火）8：30～10：00

場所：経済産業省第5共用会議室（本館17階東4）

出席者：柳澤経済産業大臣政務官、神本文部科学大臣政務官、

丸島原子力損害賠償支援機構理事、山崎東京電力副社長（代理出席）、

糟谷電力・ガス事業部長、田中原子力損害賠償対策室長、廣瀬東京電力常務、

保住原子力損害賠償支援機構福島事務所長、野山原子力損害賠償紛争和解仲介室

長、植田被災者生活支援チーム室長、守本原子力損害対応室長、西田原子力損害

対応室企画官

議題：（1）東京電力の原子力損害賠償の進捗状況について

（2）自主的避難者等への賠償に係る課題と対応の方向性について

（3）その他

議事録：

（守本参事官）

定刻になりましたので、第1回原子力損害賠償円滑化会議を開催いたします。本日、関係の皆様におかれましては、ご多忙の折ご参集いただき、ありがとうございます。開催にあたり、まず、柳澤光美経済産業大臣政務官からご挨拶をいただきたいと思ひます。

（柳澤政務官）

開催にあたってのご挨拶を申し上げたいと思ひます。

9月2日に辞令を受けまして、9月の8日に野田総理と現地入りをいたしました。自分の目で見て、耳で聞いて、しっかりとやらなければいけない。警戒区域はもちろんですが、避難区域をくまなく歩かせていただくと同時に、福島第一、第二原発の現場にも入らせていただきました。また、避難区域の町村長さんだけではなく、近隣の町村長さんにお会いする、あるいは最近では、仮設住宅を歩かせていただいて、住民のみなさんのお話も聞かせていただいております。正直言ひまして、胸がいたいというより、胸が潰れる思いをいたしております。国の責任を痛感をいたしております。政府の一員としても、心からお詫び申し上げたいと思ひます。また、福島県民の皆さんの筆舌に尽くしがたいご努力と、多くの関係者の皆さんの献身的なご努力によって、着実に今、復興に向かっておりまして、この前、福島第一のステップ2の完了が確認され、いよいよ、一日も早く帰還をしていただくための体制が整ってまいりました。その中で、今般の事故による、原子力損害賠償につきましても、一義的には原子力事業者である、東京電力がその責任を負うべきものでありますが、東京電力におかれましては、9月の本格賠償開始以来、各方面の要望等も踏まえ

て、東京電力も様々な改善の努力を行って頂いてきました。また、政府としても、本日お集まりの皆様のご協力も得て、原子力損害賠償支援機構による、東京電力への支援・相談業務の実施や、国の仮払い法による、仮払いの実施原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲裁等、被災者への賠償が円滑に進むよう、努力してきました。ただ、被災者の救済という面では、課題を多く残しております。これで十分とは言えません。12月6日には原子力損害賠償紛争審査会において、自主的避難者への賠償に係る中間指針追補が新たに示され、また、今月21日の紛争審査会では警戒区域の見直しに伴う、賠償の課題について、議論が行われるなど、新たな課題が出てまいりました。これらの課題の解決に当たっては、原子力損害賠償と、救済・支援の取組が相互に補完・連携して取り組むことが重要だと考えております。このため、本日、第一回原子力損害賠償円滑化会議を開催し、賠償等を通じた、迅速かつ円滑な被災者の救済を行うことを目的として関係機関間での情報の共有を図るとともに、課題解決に向けた方策を検討してまいりたいと存じます。出席の皆様におかれましては、被災者のためを第一とし、組織の枠を超えて連携と協力をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

(守本参事官)

どうもありがとうございました。続きまして、神本文部科学大臣政務官からご挨拶をお願いいたします。

(神本政務官)

おはようございます。文部科学省の大臣政務官を務めております、神本美恵子でございます。柳澤政務官と同じ、私も参議院議員でございますが、この9月から政務官として仕事をさせていただいております。文部科学省としましては、今お話にもありましたとおり、原子力損害賠償紛争審査会におきまして、指針を作り、また、追補も公表したところでございますけれども、なかなかこの指針、あるいは、指針になくても、相当因果関係があると認められれば、それに対してはきちんと損害賠償がされなければいけないという、立場で行って来て、みなさんにも、損害賠償の推進をお願いしているところでございますけれども、なかなかこれが、迅速・円滑に進んでいないということで、本日このように関係者で集まって、これから円滑に進めていくための議論・情報共有をさせていただくことは、大変重要なことだと考えております。文部科学省はADRセンター、郡山にその支所を設置しておりまして、和解の仲介にも努めておりますけれども、仲介センターがうまくいっていないということではなくて、いろんなところで滞っているということも聞かせていただきましたのでこの会議で、きちんと情報共有しながら進めていかなければいけないと思っております。被害者の方々が住んでいらっしゃる福島、あるいは県内・県外各地に避難生活をしていらっしゃる方々のことを、まず常に胸においてその人の立場から損害賠償というものを、円滑・迅速・公平に進めていくということに専念しなければいけないという

ことになっておりますので、どうぞ皆様がたのご協力をよろしく申し上げます。

(守本参事官)

どうもありがとうございました。それでは、他の出席者のお名前をご紹介させていただきます。・・・(中略)・・・

それではこれ以降の進行につきましては、柳澤政務官をお願いいたします。

(柳澤政務官)

それでは、進行表に沿って進めてまいりたいと思います。まず、資料1から本会議の主旨について、資源エネルギー庁から御説明頂きたいと思います。

○守本参事官より資料1 (原子力損害賠償円滑化会議について) に沿って説明

(柳澤政務官)

よろしいでしょうか。それでは今回の趣旨について、資料のとおりとさせていただきたいと思います。続きまして、議題1：東京電力の原子力損害賠償の進捗状況について、ご報告をいただきたいと思います。

○山崎副社長より資料2 (東京電力の原子力損害賠償の進捗状況) に沿って説明

(柳澤政務官)

次に、訪問相談チーム及び機構個別相談等の実施状況について、原子力損害賠償支援機構よりご説明をいただきたいと思います。

○丸島理事より資料3 (訪問相談チーム及び機構個別相談等の実施状況) に沿って説明

(柳澤政務官)

ありがとうございます。続きまして、原子力損害賠償紛争解決センターの申立状況等について、文部科学省より、御説明お願いいたします。

(野山室長)

(資料に記載の無い数字やコメント等があり、その後の議論にも発展したため、全文記載)

原子力損害賠償紛争和解仲介室長の野山でございます。資料4、一枚紙で恐縮ですが、これに基づきながらいくつか説明させていただきたいと思います。ご承知の通り、原子力賠償紛争審査会には、指針の策定と和解の仲介という2つの所掌事務がありますが、今回非常に大きな原子力事故、原子力損害賠償が発生したということで、和解の仲介の所掌事

務について紛争解決センターというものを審査会の中に作りまして、運用しているということでございます。資料には書いてございませんが、まず、実際に和解の仲介を行う仲介委員、これが100名あまり、主に東京または東京近郊のベテランの弁護士の方々がやっておられるということでございます。さらに、下調べを行う調査官という方がございますが、これは若手の弁護士で30名ほどでございます。一応文部科学省の組織でございますが、紛争解決の実務自体は、弁護士を中心に、法律家集団が総力を挙げてあたっているということでございます。申したてから和解の斡旋までの目標期間3ヵ月ということでは標榜しておりますが、9月から受け付けておりますが、必ずしも実績が上がっておりませんが、順次目標に合わせていきたいと思っております。レジュメの方に移りまして、申し立て件数が、合計471件でございますが、月別の内訳をみていただければ分かります通り、申立書が出るスピードに徐々に加速度がついている、月を送るごとに増えているという状況が分かると思います。それからその下の枠の中、個人か事業者か、ということでございますが、現在、個人の申し立て件数が圧倒的に多く、個人が8割で事業者が2割、それから、弁護士の代理がついているかついていないかという別で見ますと、全体の8割がついていない、2割が弁護士の代理人が申し立てについている、という状況でございます。申し立ての概要、主要な論点につきましては、そこに書いてあるような、精神的損害、自主避難に対する損害、就労不能あるいは営業損害、それから財物、あるいは自主除染、事業者についても同様な項目が上がっております。2のパネル協議開催回数ということでございますが、これは当事者を呼ばず、センターの中で仲介員と調査官が打ち合わせをした回数、延べ298あります。概ね先月まで申し立てた件数がこの段階まできているということが言えると思います。口頭審理開催回数延べ37件、まだ多くありません、9月に申し立てた件数に匹敵する件数がこの段階まできている、というイメージで見ていただければいいと思います。東京に避難しておられる方や、東京の弁護士に代理をお願いしている方につきましては東京事務所で行っており、これが27件、郡山の福島事務所が5件、その他、福島県内の施設を借りて実施したものが5件、これは現在全ていわき市でございますが、事案によって、南相馬市その他の色々なところで開催していく必要があるかと思っております。和解成立数は残念ながら現在までに1件でございます。年内までに1件、2件あるかどうかというところでございます。無料のコールセンターを設けておりまして、延べ3246件の電話がかかってきた件数がございます。

私どもが考えておりますのは、今までの件数は、せいぜい何百件という数であります。実際の賠償問題、この前自主的避難の指針が出たことにより、100万件を上回る賠償件数が発生し、その中で紛争性がある案件が何件あるか誰にも分からないんですが、10万件を上回ることは確実なんだろうと思います。私どもとしては、賠償権利者、賠償義務者、それぞれの支援その他に携わる方々、それから私ども紛争の解決主体に係るものそういう賠償問題に関わる人間全体がこういう10万件以上のものをどうやって最終的に責任を持って解決していくのかという意識を強く持って頂きたいということ、日ごろ思っております。

ます。それだけの紛争性のある案件が仮にあるとして、何年か後にそれらのほとんどが片付いた状態を想定いたしまして、やはり9割以上は被害者の方と東京電力との相対交渉で解決するというでなければ、最終解決はうまくいかないと思います。私どものADRとか裁判所の司法機構のリソースは無限に有るわけではございません。そういう全体解決ということを考えていただきたいと思います。

それから、私どもが認識しておるところによりますと、東京電力さんの方では、相対交渉の際にはほとんど1円も譲歩なさっておられず、提示金額にご不満があればADRにご相談いただいたらどうでしょうか、というようなことを言われたということ、私どもも先般伺っておりますが、そのような運用で解決できるのかどうかということも、みなさんにお考え頂ければと思います。100万件も賠償事案が出るというのは、我が国においても先例のない事態でありますから、先例のない事態には先例にとらわれず、柔軟に対処していただきたいと思います。

それから、情報の共有ということを先ほどから仰られておりますが、私どもも、東京電力さんが、例えば今日頂いた資料ですと、個人に限定して、受付が3万6千、書類転送・未済が7千ということであり、書類確認済みが2万9千、支払いが6千125となっております。この書類確認済みから支払いまでの経過、それから、東京電力が被害者の方に提案した数、それから、合意書がとれた数、など、そういう途中経過を色々情報提供していただければ、私どももまた、パンクしないように精いっぱいやるつもりではありますが、やはり、10万件以上という件数全体が、どう解決されるのかということから、色々な情報を開示していただければとおもいます。

それから、最近コールセンターにきたもので、東京電力の相対交渉で、東京電力から請求額の減額の回答が来たと、項目別に東京電力の結論の数字は教えてくれるんだけど、なぜ減ったのか教えてくれない。だから、合意していいのかが分からない、例えばこんな苦情も一杯きております。そういうですね、理由を説明すれば合意ができるというようなものが、理由の説明がないからADRにもってこられると、そういうようなことのないようにしてもらいたい。そういうことをお願いしたいと思います。

(柳澤政務官)

次の、原子力損害賠償に対する主な要望と対応状況について資源エネルギー庁から説明をいただいた後、ご質問を一回受けたいと思います。

○守本参事官より資料5（原子力損害賠償に対する主な要望と対応状況）に沿って説明

(丸島理事)

個人で3万6千、法人で1万5千という請求件数について、東電が発出した請求書のうち何割ぐらいが請求されてきているのか、また支払いは何割ぐらいの進捗率なのでしょう

か。

(廣瀬常務)

ここにございます数字は、すでに2期目の申し込みがスタートしておりまして、例えば個人で申し上げて、2期目だけ申請されている方、これは一件一件掴まなければいけないということがありまして、それを後回しにしているわけですが、概算で恐らく、一期目の請求をされている方は3万を超えていると思います。ですので、対象が6万世帯ぐらいですので、半分を超えているという状況にあると理解しております。法人の方は、母集団がどれくらいなのかということが分かりかねますが、先ほどのグラフでもありますとおり、数としてはご請求の数は増えてきているということでございます。

(田中室長)

資料2についてですが、聞くところによると全体7千人ぐらいで作業されておられるということですが、その7千人がこの、ご案内というところから支払いというところまでのいくつかの段階に、どんなふうに割り振られていて、どこが今一番律速になっているのかをお聞かせいただけないでしょうか。

(廣瀬常務)

要員の配置につきましては、大きなところでは、まず電話をたくさんいただきますので、いわゆるコールセンターという仕事があって、これはこのフローで言えばあらゆるお問い合わせに対応しているわけですが、そこに、約1千名ぐらい配置しております。それから、受付から確認、それから、そのあとも少し入るんですけども、いわゆるバックオフィスと称しておりますけれども、頂いた請求書を確認させていただいて、不備があればお電話をして、これが足りませんとかいうようなこと、それから、被災者様からお電話がありまして、先ほどすこし話にありましたけれども、何で額が減っているんだというようなこと、そういったことを全て含めて、そのバックオフィスのなところに5千名ぐらい、残りの、1500~1700ぐらいが、いわゆる福島であれば現場に伺いまして、対面で御説明会をしたり、個別の訪問をさせていただいて、色々なご相談など、お手伝いをさせていただいているところです。もちろんこれらの人間が、このフローにあるご説明ということも行いますし、色々なところでケースバイケースでやっております。今一番ボトルネックになっているのは、ここでいう確認というところが遅れてきたということがありまして、先ほどご説明しましたけれども、12月の初めぐらいから、ここに人を増やして、増やした結果が先ほどの数値でございますが、今すこしずつ流れ出していっているという状況でございます。

(田中室長)

バックオフィスと仰っている5千名が、せつかくフローにわかれているので、フローに応じた人員配置というのをやっておられると思う。確認が律速段階であれば、他から人を出すとか、フローにわかれておられるなら、適切な人員配置というか、業務分担というかそういうことを踏まえた業務量ごとの配置ということをやられているという理解でいいんでしょうか。

(廣瀬常務)

おっしゃるとおり、ここはこういう風なフローで書類が流れてまいりますので、12月の初めよる前は確認のところで書類が滞りましたので、これより下手の右側のところは流れなくなっておりましたので従って、お支払いという行程に配置していた要員が、仕事が流れてこないということであれば、確認の方にシフトをさせて、確認のところを厚くして、まずはボトルネックの山を崩すようなことをしております。こういうことで要員配置を、後追いではありますが、やらしていただいているところであります。

(柳澤政務官)

それでは、一通り次の説明を終えてから意見交換をお願いしたいと思います。自主的避難者等への賠償に係る課題と対応の方向性について、資源エネルギー庁よりご説明をお願いしたいと思います。

○守本参事官より資料6（自主的避難者等への賠償に係る課題と対応の方向性案）に沿って説明

(柳澤政務官)

それでは引き続きまして、原子力被害応急対策基金について、支援チームの方からご説明をお願いします。

○植田室長より資料7（原子力被害応急対策基金（仮払法基金）について）に沿って説明

(柳澤政務官)

それでは、これまでの説明について、意見交換をしたいと思います。ご発言のある方はお願いします。

(野山室長)

自主的避難の追補に関し、当ADRも追補について考え方を検討していますが、資料6の2頁目に「市町村単位での申立て」という、言葉のイメージを確認したいのですが、例えば白河市が申立するということとは私どもも想定していなくて、ただ、白河市大信地区

の一定地区の住民の方が集団で申立をして、それについて白河市とか福島県が支援する、というようなことが書いてあるという理解でよろしいでしょうか？

(守本参事官)

この部分に関しては、文科省とご相談の上で記述させていただいています。正直申し上げて、市町村単位で、具体的にどういう要件があるのかということについて、明確になっているわけではなくて、むしろ、請求者の方々がどのようなやり方を望むのか、また、受ける側もどのようなやり方が効率的で公平なやり方なのかというところを、今後早急に詰めていく必要があると考えております。

(田中室長)

範囲外の賠償をどうしていくのか、というのは本当に大きな課題です。先程、野山室長からご質問いただいたように、どのくらいの件数なのかとか、それをいかに迅速に処理するのか、ということについて、文科省として、ADRを活用しながら、効率的なやり方を考えていかななくてはいけないと考えています。その中で、市町村単位での申立というのが具体的にどのくらいの意味合いを持つてくるのかということは、これからよく相談しなくてはならないと思いますし、本当に市が申立をするときも、なかなか申し入れにくいなど、そもそも単位としてあるのかないのかということも考えていかなければ、地方公共団体への支援・協力を得ていかなければ、ADRでは当然、抱えられないような規模になってくると思います。ただ、なんでもかんでもADRに行けばいいのだというような環境ではなくて、まずは相対で、東電と被害者、対象区域であれば住民の方あるいは代理人の方かも知れませんが、相対で基本的には議論されて、和解なり賠償が行われて、そこで整わなかったものがADRに行く、ということだと思っています。現在、ADRの抱えている処理の件数も相当な数に上っており、さらに上乘せになると、何らかの知恵を絞らないと抱えきれないということだと思っています。協力や支援のあり方について、どうやっていくのかということについては、関係の方々と相談しながら進めていきたいと思っています。

(柳澤政務官)

時間も限られていることから、今日ご出席の皆さんで、一言ずつ、問題意識等ございましたらお願いします。文部科学省からお願いします。

(田中室長)

私から申し上げたいのは、この会議は円滑化ということも含めて迅速な賠償をどうしていくのかが大きな課題だと受け止めております。そのためには、関係機関の間でどういう情報が共有されるのか、それぞれのところでコールセンターとか申立あるいは相談があると思いますが、相談というのも如何に東電とか実施者側にうまく伝わって問題解決に繋が

っていくのかという仕組みをうまく構築されていくべきだと考えております。何でもかんでもADRということは現実的ではないものですから、ADRはきちっとその機能を果たすとともに、ADRの前のところで如何に多くのものについて処理ができるのかということについて知恵を出していきたいと思っておりますし、関係者の方々にもぜひ一緒にお考えをいただきたいと思っております。

(柳澤政務官)

続いて経済産業省からお願いします。

(守本参事官)

資料5で説明しましたが、財物価値について、現地から要望が強い。不動産はなかなか難しいかも知れませんが、商品在庫・資機材等については、賠償支払に向けた整理・考え方を伺いたいと思います。

また、資料2でご説明いただいた中で、確認作業については進捗し始めたということですが、3週間の目標に対し、個人についてはまだ4割くらいが未達成で、これをどういうふうにしていくのかという点、請求書受付を9月から始めていますが、受領件数がまだ全体の半分以上ということ、これをどういうふうにしていくのかという問題があるかと思えます。これについては、例えば機構の方でもいろいろ説明会、相談会をやっていたと思いますが、こういう協力の下に幅広くやっていくことが必要だと思っております、これについても見解を伺いたいと思います。

(糟谷部長)

資料4で、野山室長からご説明があった件でご相談ですが、一つは、ADRに移行する前に解決する話で、減額の理由を説明してくれないのでADRに移行する、というお話がありましたが、そういう案件というのは、直ちに東京電力にお伝えになって減額の理由を説明するというような仕組みはできているのでしょうか。もし出来ていないのであれば、問題意識を述べるだけではなくて、実際に仕組みを、この際窓口を決めて作ってしまおうということをごできないものか、ということが一点。

もう一点は、どのくらい進捗しているのかがなかなか分かりにくいという話がありましたが、例えば東京電力においてどのくらいの件数を受け付けられて、どういう状況になっているのかということ、定期的に、例えば一週間に一回でも何日間に一回でもいいので、件数をマクロに出すということは出来ると思いますが、例えばホームページで公開いただいて、必要なときにいつでもご覧いただくということが国民全体に必要なことかと思えますので、進捗状況を、この会議を待たずに日常的に共有できるような形ができないか、というご提案をさせていただきます。

(野山室長)

私どもとしても、今ご提案のあったような情報を定期的に速やかに、ご提供いただければありがたいと思います。また、コールセンターにかかってくる情報が正しいか正しくないかは確認ができませんが、客観的な状況からみて一般的な問題は伺えるだろうと。先程のものは、額が示されるだけで理由が示されなくても、被災者の方々は請求が可能ですので何の心配もいらないということもお伝えする取組も必要かと思えます。

(廣瀬常務)

いくつかご指摘いただいたので、お答えします。

まず、処理の迅速化につきましては、請求の件数が半分くらいということについては、当初用意していた請求書が厚い、分かりにくいというご批判をいただいて、その後、簡単ガイドという緊急的な取組をさせていただきました。それに加えて、今回第二期目ということで、分量を薄くさせていただいたということが一つ対策としてあります。その効果を計ることはなかなか難しい面もございますが、厚かったときに請求書を受け付けてから3週間で帰ってきた件数が、個人について約5700件ほどでした。今回二期目で薄い請求書で受け付けて、同じ期間で約8千件になっております。ここ最近、一日で千件近くの請求書が届いている状況となっており、それなりの効果が出てきていると考えています。これで十分とは思いませんが、以前に比べ改善の効果はあると考えています。また、請求してこない理由というものもいくつかあって、その中に厚いという理由が大きいものとしてあったわけですが、その調査時点ではまだ二期目の請求が出ていませんでしたが、そういう意味では少し改善されてきているのではと思っています。もう少し推移は見守りたいと思いますが、マスメディアを使ってのお知らせだとか、引き続き説明会などはやらせていただきたいと思っています。

それから、財物価値については、我々としても問題意識は強く持っております。昨日出ました、避難区域の見直しが一つのベースになると思っていますので、細かくは地点がどう設定されるかということをしっかり踏まえた上で、そこにあった自動車、不動産、ということで、個別地域を踏まえて検討していきたいと思っています。それだと4月までで時間が少しあいてしまうので、不動産は無理にしても自動車については、何らかの区域割りをするなり、何らかの対策を講じていきたいと思っています。商品在庫等については、既に具体的に個々のケースについて始めております。

また、減額の理由が示されていないという点については、我々のところにもそういった声が寄せられているところです。いろいろ調査しますと、電話で私どもの方から差し上げたケースも多々ありますが、そこから実際に合意書が送られるまでの間に結構時間がかかってしまったり、電話受けられた方とは違う方が合意書を受け取ったなどいろいろと問題がありますが、いずれにせよ、減額の理由を明確にしないといけないことですので、何らかの回答をしていくようにしていきたいと思っています。

また、データの開示につきましては、私どもとしてはプレスを始めいろいろところで公表しておりますので、これからもご参考となる情報を公表していきたいと考えております。

(柳澤政務官)

機構の方から何かありますか？

(丸島理事)

こうやって関係機関が集まって情報共有をするのは大変意義あることと認識しております。全体として、どのくらいの請求書が来ているのか、そのうちどのくらい合意できて支払ができていくのかということは適宜、全体の推移状況について共通認識を持てるようにしていただきたいというお願いと、また、相対交渉でどこまでのことができて、その後のADRでどこまでのことができて、それらの有機的な関連をどうするのか、ということだと思いますが、東電は東電で、自分たちだけでそういうんな基準を自由に作るということも企業のお立場でできないということもあろうかと思えます。他方、ADRも何万件もの処理ができるということでもありません。ただ、ADRでいろいろな解決をされていく中で、紛争解決の類型もあろうかと思えますので、それが一つのルールというか規範として機能できるように、それを東電が斟酌して具体的な相対交渉に活かしていくような、ADRの結論とも繋ぎ合わせていくような仕組みができないものかな、と考えています。

(山崎副社長)

今、7千数百人の職員を動員しておりますが、なかなか行き届かないところがありまして、本当に申し訳ないことがいくつもあります。改善して、よりよい形で進めていこうということは世間の皆様にお約束をしているところです。受領件数は、個人で約3万7千件あります。また、現時点で確認が終わったものは個人で約2万3千4百件、その中で支払が終わったものが約6千9百件となっており、そこを今後、いろいろ工夫をして支払件数が安定的に継続していくようなところを重点的にやっていきたいと思っております。そして、これがある程度一巡しますと、手続きに学習効果が出てくると期待もありますので、加速度的に早くなっていくのではないかと見ております。そのためには、今日の円滑化会議の場を活用し具体的な情報共有をさせていただいて、方向等についてご示唆をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(柳澤政務官)

この会議も時間的に限りがあります。今出たようなことも踏まえて、この円滑化会議だけではなくて、この下に実務者会議を設置して、もっと具体的なところを共有し、踏まえ

ていく必要があります。この円滑化会議における実務者会議の設置についてのご説明をお願いします。

○守本参事官より資料8に基づき説明

(柳澤政務官)

これに関し、ご意見等ございますでしょうか。(意義なし)

それでは、皆さん問題提起いただいた皆さんで、できるだけ情報の共有化をして、個別の問題がたくさん出てくるというふうに思います。その点、常に情報の共有を図って進めていくという確認について、実務者会議の皆さんで会議だけではなく電話等も活用しつつ、早い情報交換をしていただけたらと思います。

それでは最後に、神本政務官からお願いします。

(神本政務官)

今日はそれぞれの実施状況を聞かせていただきまして、全体像が少し見えてきた気がします。これは、「円滑化会議」、「円滑」に進める、どこで何が、どういうふうに滞っているのか、これを円滑に進めるには、どこをどうしたらいいのかについて、この会議でお互いに率直な意見交換をして進めていくことがこの会議の意義だろうということを感じました。支援機構の資料の中に、電話相談について金銭の相談もあるが、それ以外に誠意ある対応をしてほしいということが出てきております。最初に東電から、親身・親切な対応を、と仰いましたが、親切に対応するにしても上から目線では通じないと思います。私も先日、いわき市で双葉郡の集会に行ったときに、社長さんがいわき市の皆さんに、頭を下げて心を込めて謝られたのですが、社長は分かっているも下の方はわかっていないのではないかという声が会場から上がっていました。それを聞いて、現在、東電では約7千人の方が損害賠償に取り組んでおられるんですが、例えば電話対応されている方々がどういう対応をされているのか、東電として誠意ある対応をしたいと思っていることが現場の窓口の方たちにまできちんと伝わって誠意ある対応をされているのかということについては、増員する必要もあるとは思いますが、今の7千人の方々が、誠意ある対応と迅速な対応をすることを徹底していただくことが、まず円滑に進めることの一つではないかということを感じました。業務フローについても、どこでなぜ滞っているのかということも、もう少し緻密に分析をしていただく必要があるのではないかと思います。そのような意味で、皆さんから率直な意見が出たと思いますので、ぜひ、この会議の中で目的を達成できるようにしていただけたらいいと思います。よろしくお願いします。

(柳澤政務官)

それでは、今後の流れについて確認をいただけますか。

(守本参事官)

今回の円滑化会議は、本日取り上げられた課題についてレビューを行うこととして、1月中を目途に開催をいただけたらと思います。1月は自主的避難に対する賠償の体制整備のところを具体化していきたいと思っており、その前に実務者会議を開かせていただき、詰めた上で円滑化会議の方に、検討の過程、結果などを報告させていただければと思っております。本日の議事概要、関係資料は事務局で取りまとめ、公表できるものは公表等、事務的に相談させていただきたいと思っております。

(柳澤政務官)

今日のご議論ありがとうございました。私からのお願いは、どちらにしても被災を受けた皆さんの立場に立って私たちは対応しなければいけない。確かに、一義的には東京電力に責任はあるにしても、私はやはり、政府の責任も非常に大きいと思います。そういう意味では、ここにお集まりの皆さんで本当に真剣に真摯に議論をして、一つ一ついい方向にいくような、前向きな議論を私からはお願いしたいと思います。これからが本当に本番だという思いをしております。除染一つとっても、大変な作業になると思います。ぜひ、皆さんにご協力をいただきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。(了)